

議案第 5 1 号

区議会提出議案に関する意見聴取
(世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例)

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 7 日

(提出者)
世田谷区教育委員会
教育長 知久 孝之

(提案説明)

世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例の議案の提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき区長から意見を求められたため、本案を提出する。



8世総第315号
令和8年9月1日

世田谷区教育委員会
教育長 知久 孝之 様

世田谷区長 保 坂 展 人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

1 件 名

- (1) 世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例
- (2) 世田谷区立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例
- (3) 世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例
- (4) 世田谷区立図書館の指定管理者の指定

2 案 文

別紙のとおり

3 提案議会

令和8年第3回世田谷区議会定例会

4 回答期限

令和8年9月7日（月）

5 担 当

総務部総務課総務係 小林 内線2064

議案第 号

世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年9月15日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 世田谷区立松丘幼稚園及び世田谷区立桜丘幼稚園を集約し、世田谷区立さくらのおか幼稚園を設置するとともに、世田谷区立三島幼稚園及び世田谷区立中町幼稚園を集約し、世田谷区立たまがわのもり幼稚園を設置する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例

世田谷区立学校設置条例（昭和39年3月世田谷区条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表1の部世田谷区立三島幼稚園の項を削り、同部世田谷区立給田幼稚園の項を次のように改める。

世田谷区立

給田幼稚園 東京都世田谷区給田四丁目7番11号

別表1の部世田谷区立中町幼稚園の項及び世田谷区立松丘幼稚園の項を削り、同部世田谷区立砧幼稚園の項中「同 砧 幼稚園」を「世田谷区立 砧 幼稚園」に改め、同部世田谷区立桜丘幼稚園の項を削り、同部に次のように加える。

同さくらのおか幼

稚園 同 桜丘五丁目2番19号

同たまがわのもり

幼稚園 同 中町四丁目38番21号

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立学校設置条例 昭和39年 3 月28日条例第21号 改正 昭和39年 9 月10日条例第48号 (略) 令和 7 年 9 月30日条例第113号 <u>令和 8 年 9 月 日条例第 号</u> 世田谷区立学校設置条例 東京都世田谷区立学校設置条例（昭和34年 3 月東京都世田谷区条例第 1 号）の全部を改正する。 （設置） 第 1 条 世田谷区に学校教育法（昭和22年法律第26号）第 2 条の規定に基づき、幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第 3 条第 1 項の認定を受けた幼稚園を含む。以下同じ。）、小学校及び中学校（以下「学校」という。）を置く。 （名称及び位置） 第 2 条 学校の名称及び位置は、別表のとおりとする。 （委任） 第 3 条 この条例の施行について必要な事項は、世田谷区教育委員会が定める。 付 則 1 この条例は、昭和39年 4 月 1 日から施行する。 2 従前の東京都世田谷区立学校は、この条例による東京都世田谷区立学校となり、同一性をもって存続するものとする。 （略） 附 則（令和 7 年 9 月30日条例第113号）	○世田谷区立学校設置条例 昭和39年 3 月28日条例第21号 改正 昭和39年 9 月10日条例第48号 (略) 令和 7 年 9 月30日条例第113号 世田谷区立学校設置条例 東京都世田谷区立学校設置条例（昭和34年 3 月東京都世田谷区条例第 1 号）の全部を改正する。 （設置） 第 1 条 世田谷区に学校教育法（昭和22年法律第26号）第 2 条の規定に基づき、幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第 3 条第 1 項の認定を受けた幼稚園を含む。以下同じ。）、小学校及び中学校（以下「学校」という。）を置く。 （名称及び位置） 第 2 条 学校の名称及び位置は、別表のとおりとする。 （委任） 第 3 条 この条例の施行について必要な事項は、世田谷区教育委員会が定める。 付 則 1 この条例は、昭和39年 4 月 1 日から施行する。 2 従前の東京都世田谷区立学校は、この条例による東京都世田谷区立学校となり、同一性をもって存続するものとする。 （略） 附 則（令和 7 年 9 月30日条例第113号）

改正後	改正前
この条例は、世田谷区教育委員会規則で定める日から施行する。 <u>附 則 (令和 8 年 9 月 日 条例第 号)</u> <u>この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。</u>	この条例は、世田谷区教育委員会規則で定める日から施行する。
別表 (第 2 条関係)	別表 (第 2 条関係)
1 幼稚園	1 幼稚園
校名 位置	校名 位置
<u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	<u>世田谷区立三島幼稚 東京都世田谷区深沢五丁目11番5号</u> <u>園</u>
<u>世田谷区立</u> 給田幼稚 <u>東京都世田谷区</u> 給田四丁目 7 番11号 園	<u>同</u> 給田幼稚 <u>同</u> 給田四丁目 7 番11号 園
<u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	<u>同</u> 中町幼稚 <u>同</u> 深沢五丁目11番5号 <u>園</u>
認定こども園世田谷 同 三宿二丁目25番9号 区立多聞幼稚園	認定こども園世田谷 同 三宿二丁目25番9号 区立多聞幼稚園
<u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	<u>世田谷区立松丘幼稚 同</u> 弦巻五丁目21番10号 <u>園</u>
<u>世田谷区立</u> 砧幼稚園 同 喜多見六丁目 9 番 1 号 同 八幡山幼 同 八幡山一丁目27番25号 稚園	<u>同</u> 砧幼稚園 同 喜多見六丁目 9 番 1 号 同 八幡山幼 同 八幡山一丁目27番25号 稚園
<u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	<u>同</u> 桜丘幼稚 <u>同</u> 弦巻五丁目21番10号 <u>園</u>
同 さくらの 同 桜丘五丁目 2 番19号 おか幼稚園	
同 たまがわ 同 中町四丁目38番21号 のもり幼稚園	
2 小学校 (略)	2 小学校 (略)
3 中学校	3 中学校

改正後	改正前
(略)	(略)